望月厚子のこれだけは言っておきたい!

望月 厚子 ファイナンシャルプランナー社会知労務士 大手生保在職中にFP資格取得。FP会社で実務経験を積んだのち独立、社会保険労務士資格を取得。現在は相談業務、原稿執筆、セミナーに従事。

第186回 「年金生活者支援給付金」は誰に支給される?

●「年金生活者支援給付金」とは

年金生活者支援給付金(以下「支援給付金」という)は、前年の公的年金等の収入金額と所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金等の受給者に対し、年金に上乗せして給付金を支給する制度です。2019年10月に消費税が8%から10%に引き上げられた際、その引き上げ分を財源として導入されました。これは一時的な給付制度ではなく、支給要件に該当している場合は、恒久的に支給されます。

この支援給付金は、年金受給者で あれば誰でも受け取れるものではあ りません。次の種別によりそれぞれ 支給要件や給付金の額が異なります。

●3 種類の年金生活者支援給付金

支援給付金には、次の3種類があります。

① 老齡年金生活者支援給付金

対象者は、住民票上の世帯全員の 住民税が非課税で、前年の年金収入 額とその他の所得額の合計額が 781,200 円以下である、65 歳以上の 老齢基礎年金を受給している人です。 同一世帯で1人でも住民税が課税されている人がいると、支給対象外と なります。ただし、前年の年金収入 額には、障害年金や遺族年金といっ た非課税収入は含まれません。

支援給付金の額は、上限月額 5,140 円ですが、国民年金保険料を納付し た期間(保険料納付済期間)と保険 料を免除されていた期間(保険料免 除期間)に応じて算出され、国民年 金保険料を 40 年間納付して満額の 老齢基礎年金を受給できる人には、 月額 5,140 円が支給されます。

一方、国民年金保険料に未納期間 や免除期間がある人は、支援給付金 が減額されます。たとえば、国民年 金保険料の納付済期間が30年、未納 期間が 10 年の人のケースでは、支援 給付金の額は、月額 3,855 円【5,140 円×納付済期間 30 年(360 月) ÷40 年(480 月)】です。

なお、この支援給付金が支給されることで、所得額の逆転が生じないようにするため、前年の年金収入額とその他の所得額の合計が 781,200円を超えて 881,200円以下である人には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます。金額は、保険料納付済期間に基づく額(月額)に一定割合を乗じて算出されます。

② 障害年金生活者支援給付金

障害等級 1 級または 2 級の障害基礎年金を受給している人で、本人の前年の所得額の合計が 4,721,000 円 +扶養親族の数×38 万円以下であることが支給要件です。前述の①とは異なり、同一世帯に住民税を課税されている人がいても支給されます。

支援給付金の額は、障害等級 1 級が月額 6,425 円、障害等級 2 級が月額 5,140 円です。支援給付金を受給している人の障害等級が変更になった場合、変更の翌月から支援給付金の額が改定されます。

③ 遺族年金生活者支援給付金

遺族年金というと、年金を受給している配偶者が亡くなったときに、残された配偶者が受け取れるイメージがあるかもしれませんが、遺族基礎生活者支援給付金は、遺族基礎年金を受給していることが支給要件となっています。遺族基礎年金の受給は、18歳未満の子がいることが条件になるので、子育て世代が対象。遺族厚生年金のみを受給している人には、遺族年金生活者支援給付金は支給されません。

支援給付金の額は、月額 5,140 円です。2 人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,140 円を子の人数で割った額がそれぞれに支給

されます。

●手続方法と注意点

支援給付金を受け取るには、「年金 生活者支援給付金請求書」の提出が 必要です。

- ・ 65 歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給中で、支援給付金の支給が見込める人には、65歳の誕生月の初め(1 日生まれの人は前月の初め)に、65歳以降の年金請求書と支援給付金の請求書が一体となった書類(はがき型)が送付されます。
- ・65歳の誕生日を迎え、老齢基礎 年金を新規に請求する人には、65歳 の誕生日の3か月前に、日本年金機 構から年金請求書(事前送付用)が 入った封筒に、支援給付金の請求書 が同封されています。

注意点ですが、年金の請求手続き とは違い、支援給付金の請求は、手 続きが遅れた場合でも、遡っての支 給はありません。

原則、請求した月の翌月分からの 支給になりますので、速やかに請求 手続きをしましょう。ただし、新た に年金の受給権が発生し、3 か月以 内に請求した場合は、受給権発生の 翌月分から支給されます。

支援給付金は、原則、2 か月分が 翌々月の中旬に年金受取口座と同じ 口座に振り込まれます。

支給要件を満たす場合、2 年目以降の手続きは不要ですが、収入基準を超えるなど支給要件を満たさなくなった場合、支援給付金は支給されません。収入基準を超えて対象外になった後、再度収入が下がるなどして支給要件を満たす場合には、改めて認定手続きが必要になります。

なお、65歳からの老齢年金は、「繰下げ受給」をすることができますが、 老齢基礎年金の繰下げ中の人は、老 齢基礎年金の受給がありませんので、 支援給付金の支給もありません。

年金生活者支援給付金の問い合わせ(前年の収入や世帯全員の所得額などを含む)は、0570-05-4092(ナビダイヤル)になります。

無許可転載禁

クルーレポート 第978号 2023年8月12日

生活設計塾